

行政視察報告書

平成26年10月2日

委員会名		議会運営委員会
参加者	委員長	奥山 孝二郎
	副委員長	野坂 稔
	委員	植田 理都子 細田 常夫 田中 利恵子 武松 忠 俵 鋼太郎
	議長	井原 義雄
	副議長	横田 八郎
期間		平成26年7月28日(月)～29日(火)
視察地、 調査項目 及び概要	三重県 松阪市	<p>1 松阪市議会基本条例に基づく議員間討議について 議会基本条例第13条には、「合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くす」と規定しており、議員間討議について、この規定に基づき平成24年2月定例会より本格導入をしている。議員間討議の発言には制限がなく、本会議で議事進行が滞る事例が生じたため、本年6月から、本会議での議員間討議を文書通告制にしたが、その後の議員間討議の事例はない。自己の意見の主張だけでなく、どう合意形成に向けた議員間討議をするかが課題である。</p> <p>(1) 本会議における運用方法等について 議案審議において、委員長報告、質疑、議員間討議、討論、採決の順に審議している。</p> <p>(2) 委員会における運用方法等について 議案審査において、提案説明、質疑、議員間討議、討論、採決の順に審査している。</p> <p>2 本会議場における大型モニターの設置について</p> <p>(1) 本会議における活用方法等について 議場内の議長席背面と傍聴席近辺に、それぞれ65インチモニターを1台設置している。平成23年6月定例会より、デジタル対応の書画カメラを導入しており、一般質問等において、手元の資料をモニターに写すことができる。</p> <p>2 執行部への反問権、反論権の付与について</p> <p>(1) 反問権と反論権を区別した趣旨について 議会基本条例において、第10条(反問権)と同条第2項(反論権)は明確に区別されており、議会の審議・審査における論点・争点の明確化、市民に分かりやすい議論、議論の質の向上を目的として導入した。 反問権は、議員の質問に対して、質問の趣旨・根拠や議員の考え方を確認するもの。 反論権は、議員や委員会の条例の提案、議案の修正、決議等に対して、提案の趣旨・根拠や議員の考え方を確認し、反対の意見又は建設的な意見を述べるもの。この議員提出議案や決議等については、議会の表決により議決される。再議によらなければ市長の介入する余地がないため、反対のプレゼンテーションを行う権利を留保した。</p> <p>(2) 運用方法等について 平成25年2月定例会の代表質問において、広域連合議会の離脱及びごみ処理一元化に対する代替案に対して、平成24年11月定例会において、補正予算の修正案及び競輪事業再生案の修正案に対して、反論権が行使された。</p> <p>4 松阪市議会基本条例に基づく政策討論会について 議会基本条例第14条において、市政に関する重要な政策、課題等に対して、議員間の共通認識及び合意形成を図るため、政策討論会を開催することとしている。 詳細については実施要綱を定めており、討論会の開催及び議題は、議会運営委員会において協議し決定することとされているが、今のところ開催実績はない。</p> <p>5 陳情者の意見陳述について 平成25年5月定例会より請願・陳情の委員会審査において、5分間程度の趣旨説明と請願者等への質疑を行っている。なお、請願・陳情は、委員会の冒頭に審査を行っている。</p> <p>6 定例会の会期日程について</p> <p>(1) 予算・決算審議時における定例会の会期日程について 決算審議を行う9月定例会は、決算特別委員会を設置して決算議案を付託し、同委員会及び分科会で審査を行い、本会議において委員長報告、討論、採決を行う。その後、それ以外の議案について、再度、所管の常任委員会に付託し、一般質問、委員会審査、本会議での採決を行うため、会期は、45日間である。 予算審議を行う3月定例会は、予算議案について上程し、代表質問の後に、予算議案を所管する常任委員会へ付託し、本会議にて採決している。その後、補正予算案等について再度所管する常任委員会へ付託している。松阪市議会では、4常任委員会を設置しているが、付託議案の審査は、1日に2常任委員会を同時に開催し、2日間の日程で付託議案の審査を行っている。なお、本会議の会期は34日間となっている。</p> <p>(2) 一般質問の日程及び質問者数について 一般質問の質問時間は、一人当たり答弁時間も含んで50分以内で行われている。 質問は通告制で、受付順に番号くじを引いてもらい、そのくじ順で一般質問を行う。</p>

		<p>各定例会共に、一般質問は3日間の日程にて行われる。直近1年での定例会毎の一般質問を行った人数は、14名から18名であり、最大で一日に6名が一般質問を行った。</p> <p>7 予算・決算の審査方法について 予算議案は本会議上程の前に、予算説明会を開催して、所管課課長に説明を求めており、上程後には、各常任委員会へ付託して審査を行っている。 決算議案は、決算特別委員会を設置し付託している。特別委員会は、議長と監査委員を除く全議員で構成され、常任委員会の所管事項による分科会を設置している。</p> <p>8 常任委員会の議案審査における参考人の招致について 平成24年11月に、常任委員会の議案審査に伴い参考人を招致した。当日の審査は、議案の説明、参考人への質疑、執行部への質疑、議員問討議、討論、採決の順に行われた。</p>
<p>視察地、調査項目及び概要</p>	<p>岐阜県 多治見市</p>	<p>1 多治見市議会基本条例に基づく議員間の自由討議について (1) 議案に対する自由討議における運用方法等について 採決前に行われる討論は、賛成・反対の立場に立っての発言であり、発言回数が1回に制限されていることもあるため、議員相互の討議とはならない。相互に自由な立場で討議することにより争点を明らかにし、意見の相違や共通点を確認し、よりより結論に至る過程を公開された場で行うことは重要であり、このため議員間の自由討議を行うこととした。 常任委員会においては、本会議から付託された議案審査において、質疑と討論の間に、自由討議の時間を設けている。本会議における自由討議は行っていない。 質疑の終了後に、委員長が「自由討議はございませんか」と発言し、希望者がいた場合には、行うことについて採決した上で自由討議に入る。 自由討議では、議案に対して心配な点や懸念について議論することが多い。執行部はその場に出席しているものの、発言はできない。 最近の事例では、庁舎新築の基金設置について自由討議を行った。</p> <p>(2) 議案以外に対する自由討議における運用方法等について 毎月全員協議会を開催し、自由討議を実施している。テーマは議員が議長に提出し、議長が可否を判断し、議題とする。議長の判断により、執行部に出席を求めることもある。 最近の事例では、義務教育期間中の通院医療費の無料化について、自由討議を実施した。</p> <p>2 執行部への反問権の付与について (1) 反問権の運用方法等について 反問権については、市長にのみ付与している。これは、二元代表制の観点から共に直接選挙で選ばれたもの同士であることを理由としている。 反問権を行使できる場合は、一般質問のみとしており、質問内容の確認のほか、本格的な反問についても認めている。本格的な反問を認めることについては、議会内で相当議論があったが、市長の反論に堂々と立ち向かうことは、議員の質の向上を図るために必要なことであると捉えて、これを認めることとした。 反問と答弁がかみ合わずに、休憩を取ることが多くあり、これは課題となっている。 一般質問の発言時間は、質問と答弁を合わせて1時間以内としているが、反問中も時間を進めているため、項目を消化しきれずに時間切れとなる一般質問も見られる。</p> <p>3 多治見市議会議員政治倫理条例について 同条例には、議員の責務、政治倫理の宣誓、不正な要請の禁止、政治倫理基準、審査請求、調査の依頼、議会の職務及び措置等が規定されており、平成23年4月に施行した。 具体的には、「市民の代表として、人格の向上に努め、品位や名誉を傷つけないこと」、「議員の職務に関することで、不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと」、「地位を利用して、不正な金品を受けないこと」、「議員の政治活動を行う際に、不当な寄附を受けない、しないこと」、「市職員に対して不正な働きかけをしない。また、市職員の採用や異動に不当に関与しないこと」を議員として守るべきこととして定めている。 また、任期の最初の本会議において、議場で同条例に基づく宣誓を行っている。</p> <p>4 定例会の会期日程について (1) 予算・決算審議時における定例会の会期日程について 決算審議を行う9月定例会は、一般会計を所管事項とする第1決算特別委員会と、企業会計・特別会計を所管事項とする第2決算特別委員会を設置して審査を行っており、本会議の会期は、31日間となっている。 予算審議を行う3月定例会においては、予算議案を所管する常任委員会へ付託して、予算審査を行っており、本会議の会期は30日間となっている。 いずれの場合も、議案付託、委員会審査、一般質問、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順で審議している。</p> <p>(2) 一般質問の日程及び質問者数について 一般質問の発言時間は、1人につき質問と答弁を合わせて1時間までとしている。一昨年末までは、1時間半までであった。 一般質問は2日間の日程で行われており、質問通告者は、直近1年の定例会においては15人から20人である。一日で最大12人が一般質問することもあり、その場合、散会が午後7時頃となることもある。</p>

--	--	--